

グループホーム等利用者家賃負担軽減事業について

姫路市障害福祉課

2021/6/1

目 次

I	制度の概要について	
1.	概要	P 1
2.	対象者	P 1
3.	助成金（月額）	P 1
4.	助成金の手続きについて	P 2
II	助成金に係る手続き	
1.	新規申請	P2
2.	請求申請	P2
3.	変更申請	P5
III	その他	P5
IV	申請書記入例	P6

I 制度の概要について

1 概要

姫路市が支給決定を行っているグループホーム・ケアホーム入居者が負担する家賃から1万円を控除した額の2分の1を助成します。

Point

福祉ホーム利用者は対象となりません。

2 対象者

障害福祉サービスの利用者負担上限月額が非課税所得者に該当する者

Point

※生活保護受給者は対象外です。
※利用者負担上限月額の金額で考えると、上限月額が0円で生活保護受給者以外の利用者が対象となります。

3 助成金（月額）

当該利用者が支払う1月の家賃相当額から1万円を控除した額の半分(但し、15,000円が上限)

Point

※家賃相当額には、敷金、礼金、光熱水費、共益費、食材料費その他の費用は含みません。
※1円未満の端数は切り捨てとなります。

【例1】 家賃が月額30,000円の場合

$$(30,000 - 10,000) \times 1/2 = 10,000$$

上限15,000円に達していないので、助成金は10,000円

【例2】 家賃が月額40,000円の場合

$$(40,000 - 10,000) \times 1/2 = 15,000$$

上限15,000円と同額なので、助成金は15,000円

【例3】 家賃が月額42,000円の場合

$$(42,000 - 10,000) \times 1/2 = 16,000$$

上限15,000円を超えているので、助成金は15,000円

注1) 利用者が月途中の入退居等により1月の家賃相当額を現に支払わないときは、実際に支払った額から1万円を控除した額の2分の1の額とします。

注2) 2分の1の額に1円未満の端数が生じたときは、1円未満の端数金額を切り捨てた額を助成金の額とします。

4 助成金の手続きについて

まず、新規申請を行っていただく必要があります。支給決定後は、利用者本人が請求申請し助成金を受領する方法と事業者が利用者から委任を受け代理受領する方法があります。

注1) 申請書不備は却下となります。

注2) 助成金の支払いは、年度（3月分～翌年の2月分まで）をまたぎませんので当該年度は当該会計年度中に請求してください。

※ お願い ※

申請手続きについては、利用者による申請又は事業者による代理受領に係らず、事業者でとりまとめをお願いいたします。

II 助成金に係る手続き

1 新規申請

姫路市グループホーム家賃助成制度を利用する場合、新規申請を行う必要があるため、必要書類を提出してください。

(1) 提出書類

- グループホーム家賃助成金交付申請書(様式第1号)
- 受給者証事業所記入欄(10面)の写し
- 契約書(重要事項説明書)等家賃額が分かるもの(家賃額、本人契約記載部分)
- 申請書を提出する方(窓口へ来られた方)の本人確認書類(障害者手帳、健康保険証等)の写し

(2) 制度対象期間

原則、申請を行った日の属する月からグループホームを退去した日の属する月までの期間。

ただし、入居した日から起算して30日以内に申請を行ったときは、グループホームへ入居した日の属する月からとなります。

【例1】

4月1日入居、4月30日申請 ⇒ 30日以内のため4月から対象

【例2】

4月1日入居、5月5日申請 ⇒ 30日を超えるため、5月から対象(4月は実費)

(3) 通知書送付

申請書審査後、支給の可否通知を送付します。

2 請求申請

支給決定後、毎月家賃助成の請求申請を行う必要があります。

請求方法は本人受領(利用者実費負担後、本人口座へ振込)または事業所代理受領(利用者が事業所に助成額を差し引いた額を支払い、事業所口座へ振込)の2種類あります。

(1) 提出書類

本人受領の場合

- グループホーム家賃助成金請求書(様式第3号)
- 領収書の写し
- 申請者の本人確認書類(障害者手帳、健康保険証等)の写し

事業所受領の場合

- グループホーム家賃助成金請求書兼代理受領委任状(様式第4号)
- 領収書の写し
- 請求者の本人確認書類(障害者手帳、健康保険証等)の写し

(2) 提出期限

毎月10日(土日祝日の場合前営業日)とし、毎月末日までに支払います。
※提出方法は郵送でも可

【例1】 4月分家賃を4月30日に支払い、5月 8日に提出の場合
→5月末日に支払う。(10日までに提出があったため)

【例2】 4月分家賃を4月30日に支払い、5月12日に提出の場合
→6月末日に支払う。(10日を過ぎて提出があったため)

【例3】 4月分家賃を3月30日に支払い、4月 8日に提出の場合
→5月末日に支払う。(利用が行われたことを確認するため)

(3) 領収書について

助成金を請求する際、請求書には、利用者が事業者之家賃を支払ったことが確認できる領収書を添付する必要があります。

領収書の発行にあたっては、以下の点に留意してください。

ア 「〇〇年△月分の家賃」ということを明記すること。

イ 家賃とそれ以外の費用の領収書を一つにして発行する場合には、家賃の額が明確に分かる記載とすること。

[例] 「家賃〇〇円、特別給付費〇〇円、光熱水費△△円、食材料費〇〇円・・・」

ウ ア、イに加え、受領委任払となる利用者の領収書については、「軽減前の家賃額(本来の家賃額)①」「特定給付費額②」「市町助成額③」「実際に徴収する家賃額(①-②-③)」を明記すること。

Point

事業所が助成金を代理受領する場合、利用者から、家賃相当額から特定給付費と助成金を差し引いた金額を徴収することになります。

【例1】 家賃のみの領収書を発行する場合

令和2年5月10日

領 収 書

姫路 太郎 様

¥ 30,000-

但し、令和2年4月分家賃として

指定共同生活介護事業者
〇 〇 ホ ー ム 印

Point

この形式の領収書の場合、利用者が助成金の申請する場合同じとなります。基本は、事業者が代理受領する形であり、この形式の領収書は代理受領助成金申請に係る添付資料と認められませんので、注意してください。

【例2】家賃とそれ以外の費用の領収書を一つで発行する場合

令和2年5月10日

領 収 書

 姫路 太郎 様

 ¥65,000-

但し、令和2年4月分として

家賃	30,000円
光熱水費	10,000円
特定給付費△	10,000円

指定共同生活介護事業者
○○ホーム印

Point

この形式の領収書の場合、利用者が助成金の申請する場合同じとなります。基本は、事業者が代理受領する形であり、この形式の領収書は代理受領助成金申請に係る添付資料と認められませんので、注意してください。

【例3】事業者が代理受領する場合

ア) 家賃のみを領収する場合

令和2年11月5日

領 収 書

 姫路 太郎 様

 ¥10,000-

但し、令和2年10月分として

家賃	30,000円
特定給付費△	10,000円
市補助額 △	10,000円

指定共同生活介護事業者
○○ホーム印

Point

この形式の領収書の場合、事業者が代理受領する場合同じとなります。この形を基本とします。

イ) 家賃とそれ以外の費用の領収書を一つで発行する場合

令和2年11月10日

領 収 書

 姫路 太郎 様

 ¥45,000-

但し、令和2年4月分として

家賃	30,000円
特定給付費△	10,000円
市補助額 △	10,000円
光熱水費	10,000円
食材料費	25,000円

指定共同生活介護事業者
○○ホーム印

Point

この形式の領収書の場合、事業者が代理受領する場合同じとなります。この形を基本とします。

(4) 受領通知書発行

事業者は、代理受領により助成金の交付を受けたときは、交付決定利用者に対し、受領した助成金の額を通知してください。

【受領通知書例】

日付
助成対象者名 様
助成金受領通知書
グループホーム・ケアホームに係る家賃補助に関し、あなたに代わって姫路市から支払を受けた助成金について、お知らせいたします。
¥(助成金額)-
但し、〇〇年▲月分助成金として
指定共同生活介護事業者 <input type="checkbox"/> ■ ホ ー ム 印

3 変更申請

入居するグループホームもしくは家賃額が変わった際は、変更申請を行う必要があります。

(1) 提出書類

- グループホーム家賃助成金変更交付申請書(様式第5号)
- 契約書(重要事項説明書)等家賃額が分かるもの(家賃額、本人契約記載部分)
- 受給者証事業所記入欄(10面)の写し(入居するグループホームが変わる場合のみ)
- 申請書を提出する方(窓口へ来られた方)の本人確認書類(障害者手帳、健康保険証等)の写し

(2) 制度対象期間

実際に変更となった月から適用となります。

(3) 通知書送付

申請書審査後、支給の可否通知書を送付します。

※同一事業所内で住居のみ変わり、家賃額に変更がない場合でも申請が必要です。

Ⅲ その他

(1) 退居された場合

退居など、何かありましたら「契約内容(障害福祉サービス受給者証記載事項)報告書」にて提出いただいておりますが、念のため請求書提出時に、メモ書き程度で良いので、付箋などを付けていただければありがたいです。

(2) 途中で生活保護を受けた場合。

家賃助成の資格がなくなりますので、間違っても請求しないようお願いします。

IV 申請書記入例
・新規申請

様式第1号 (第5条関係)

記入見本

グループホーム家賃助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

(申請者住所) 姫路市安田四丁目1番地

(申請者氏名) 姫路 しろまる

グループホームの家賃に係る助成を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、助成対象期間において、兵庫県グループホーム利用者家賃負担軽減事業に係る補助金の補助基準額等が改正された場合は、これに従い、補助金の交付決定額が変更されることに異議はありません。

申請者の状況	フリガナ 氏名	ヒメジ シロマル 姫路 しろまる		生年月日	〇〇年 〇月 〇日							
	居住地	〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 電話 079 (221) 2309										
	障害福祉サービス受給者証記載事項	受給者証番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		サービス種別	共同生活援助(グループホーム)			支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		利用者負担上限額	0円		特定障害者特別給付費(共同生活援助)
入居しているグループホームの状況	法人名	社会福祉法人 姫路市										
	事業所名	グループホーム姫路市 ※ 実際に入居している住居の名称と事業所名とが異なる場合は下の()内に住居の名称を記入してください。 (住居名: 姫路市の家)										
	事業所住所	〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 電話 079 (221) 2309										
	入居年月日	〇〇年 〇月 〇日										
	家賃	月額 40,000円										
申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 (以下記入不要) <input checked="" type="checkbox"/> 申請者本人以外 (下の欄に記入してください)											
提出者氏名	姫路 官兵衛				申請者との関係	施設管理者						
提出者住所	〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 電話 079 (221) 2309											

※ 以下の書類を添付してください。

- ① 障害福祉サービス受給者証の事業者記入欄の写し
- ② 家賃が明記されているもの(事業者との利用契約書等)の写し
- ③ 申請書を提出する方(窓口へ来られた方)の本人確認書類(障害者手帳、健康保険証等)の写し

【記入上の注意】

<申請者住所>

住民票上の住所を記入してください。

<申請者氏名>

記名をお願いします。

<支給決定期間、利用者負担>

受給者証に記載されている支給決定期間、利用者負担上限額を記入してください。

<特定障害者特別給付費>

受給者証に記載されている特定障害者特別給付費の額を記入してください。

<事業所名>

指定を受けている事業所の名称を記入してください。

<住居名>

複数のホームが一体として指定されている場合に、実際に居住しているホームの名称を記入してください。

<入居年月日>

契約上の入居開始日を記入してください。

<家賃>

日額で設定している場合は、31日分の額を月額として記入し、右横に括弧書きで「(日額〇〇円)」と追記してください。

・請求申請

様式第3号（第7条関係）

記入見本

グループホーム家賃助成金請求書

年 月 日

（宛先）姫路市長

（申請者住所）姫路市安田四丁目1番地

（申請者氏名）姫路 しろまる

グループホーム家賃助成金の交付決定に基づき、グループホームの家賃に係る助成を受けたいので、下記のとおり請求します。

請求 内 訳	対象月	○年 △月分		
	家賃額 ①	(①-10,000円)×1/2 ②	助成上限額 ③	請求助成額 (②と③のいずれか低い額)
	50,000円	20,000円	15,000円	15,000円

（注）「家賃額①」欄には、助成額を差し引きする前の家賃額（月途中の入退居等により、日割り計算があった場合は、日割り計算後の家賃額）を記載してください。

参 考	助成決定額	左記の「助成決定額」と「請求助成額」とが異なる場合は以下にその理由を記載してください。
	月額 15,000円	(例) ○月○日に入居したため、家賃が日割り計算となったため。

（注）「助成決定額」欄には、交付決定を受けた助成金の額を記載してください。

振 込 口 座	金融機関名	ABC	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	金融機関 コード	0	1	2	3	
	店舗名	姫路	本店 支店 支所 出張所	店舗 コード	4	5	6		
	種目	1 普通 2 当座 3 その他							
	口座番号	0	1	2	3	4	5	6	
	口座名義 カナ	姫路 しろまる ヒメジ シロマル							

（注）「家賃額①」が確認できる領収書の写し等の書類を添付してください。
申請者の本人確認書類（障害者手帳、健康保険証等）の写しを添付してください。

本人受領用の請求書

【記入上の注意】

＜家賃額＞

助成額を差し引きする前の本来の家賃額を記入してください。日額や日割計算の場合、利用した日数に応じて算出した額を記入してください。

＜助成上限額＞

現在の基準では、上限額は15,000円です。

＜助成決定額＞

交付決定通知書に記載された交付決定額を記入してください。

請求助成額と助成決定額が異なる場合は、理由を記入してください。

（例1）家賃は日額〇〇円で25日の利用があったため。

（例2）利用日数が〇〇日であったため、日割り計算をしたため。

＜振込口座＞

申請者本人の口座とし、事業者や他者の口座は認められません。

＜口座番号＞

口座番号の桁数が7桁ない場合は、番号の先頭に「0」を足して7桁にしたうえで、記入してください。

記入見本

グループホーム家賃助成金請求書兼代理受領委任状

年 月 日

(宛先) 姫路市長

グループホーム家賃助成金の交付決定に基づき、グループホームの家賃に係る助成を受けたいので、下記のとおり請求します。
 なお、その受領の権限を下記の事業者者に委任します。

請求者 住所 姫路市安田四丁目1番地
 (委任者) _____
 氏名 姫路 しろまる _____

請求 内 訳	対象月	○年 △月分		
	家賃額 ①	(①-10,000円)×1/2 ②	助成上限額 ③	請求助成額 (②と③のいずれか低い額)
	50,000円	20,000円	15,000円	15,000円

(注)「家賃額①」欄には、助成額を差し引きする前の家賃額(月途中の入退居等により、日割り計算があった場合は、日割り計算後の家賃額)を記載してください。

参 考	助成決定額	左記の「助成決定額」と「請求助成額」とが異なる場合は以下にその理由を記載してください。
	月額	15,000円 (例) ○月○日に入居したため、家賃が日割り計算となったため。

(注)「助成決定額」欄には、交付決定を受けた助成金の額を記載してください。

上記の受領の権限を受任しました。なお、助成金は次の口座に振り込んでください。

受 任 者	住所	〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 電話 079 (221) 2309							
	事業者名	グループホーム姫路市 代表 姫路 官兵衛							
	振込口座	金融機関名	ABC	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	金融機関 コード	0	1	2	3
		店舗名	姫路	本店 支店 支所 出張所	店舗 コード	4	5	6	
	種目	1 普通 2 当座 3 その他							
	口座番号	0	1	2	3	4	5	6	
口座名義 カナ	社会福祉法人姫路市 代表 姫路 官兵衛 シャイワホジツンヒジシ タイホウ ヒジツ カンペ								

(注)「家賃額①」が確認できる領収書の写し等の書類を添付してください。
 請求者の本人確認書類(障害者手帳、健康保険証等)の写しを添付してください。

代理受領用の請求書

【記入上の注意】

<請求者住所>

住民票上の住所を記入してください。

<請求者氏名>

記名をお願いします。

<家賃額>

助成額を差し引きする前の本来の家賃額を記入してください。日額や日割計算の場合、利用した日数に応じて算出した額を記入してください。

<助成上限額>

現在の基準では、上限額は15,000円です。

<助成決定額>

交付決定通知書に記載された交付決定額を記入してください。

請求助成額と助成決定額が異なる場合は、理由を記入してください。

(例1) 家賃は日額〇〇円で25日の利用があったため。

(例2) 利用日数が〇〇日であったため、日割り計算をしたため。

<振込口座>

事業者の口座とし、利用者の口座は認められません。

法人の口座も可としますが、会計上区分できる口座を記入してください。

・変更申請

様式第5号（第9条関係）

記入見本

グループホーム家賃助成金変更交付申請書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

(申請者住所) 姫路市安田四丁目1番地

(申請者氏名) 姫路 しろまる

グループホームの家賃に係る助成について、下記のとおり変更し、助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

障害福祉サービス受給者証番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
氏名	姫路 しろまる										

1 家賃の変更

家賃	変更前	変更後
	月額 50,000 円	月額 40,000 円
変更年月日	〇〇年 △月 △日	

2 入居するグループホームの変更

	変更前	変更後
法人名	社会福祉法人 姫路市	社会福祉法人 姫路市
事業所名	グループホーム姫路市 (住居名: 姫路市の家)	グループホーム姫路市 (住居名: 姫路市の家)
住所	〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 電話番号 079 (221) 2309	〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 電話番号 079 (221) 2309
変更年月日	〇〇年 △月 △日	

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 (以下記入不要) <input checked="" type="checkbox"/> 申請者本人以外 (下の欄に記入してください)		
提出者氏名	姫路 官兵衛	申請者との関係	施設管理者
提出者住所	〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 電話 079 (221) 2309		

- ※ 家賃の変更の場合①を、入居するグループホームの変更の場合は①及び②の書類を添付してください。
- ① 変更後の家賃が明記されているもの（事業者との利用契約書等）の写し
 - ② 障害福祉サービス受給者証の事業者記入欄の写し
 - ③ 申請書を提出する方（窓口へ来られた方）の本人確認書類（障害者手帳、健康保険証等）の写し

【記入上の注意】

＜申請者住所＞

住民票上の住所を記入してください。

＜申請者氏名＞

記名をお願いします。

＜家賃＞

日額で設定している場合は、31日分の額を月額として記入し、右横に括弧書きで「(日額〇〇〇円)」と追記してください。

＜事業所名＞

指定を受けている事業所の名称を記入してください。

＜住居名＞

複数のホームが一体として指定されている場合に、実際に居住しているホームの名称を記入してください。

＜変更年月日＞

契約上の変更後の家賃額あるいは入居開始日の年月日を記入してください。